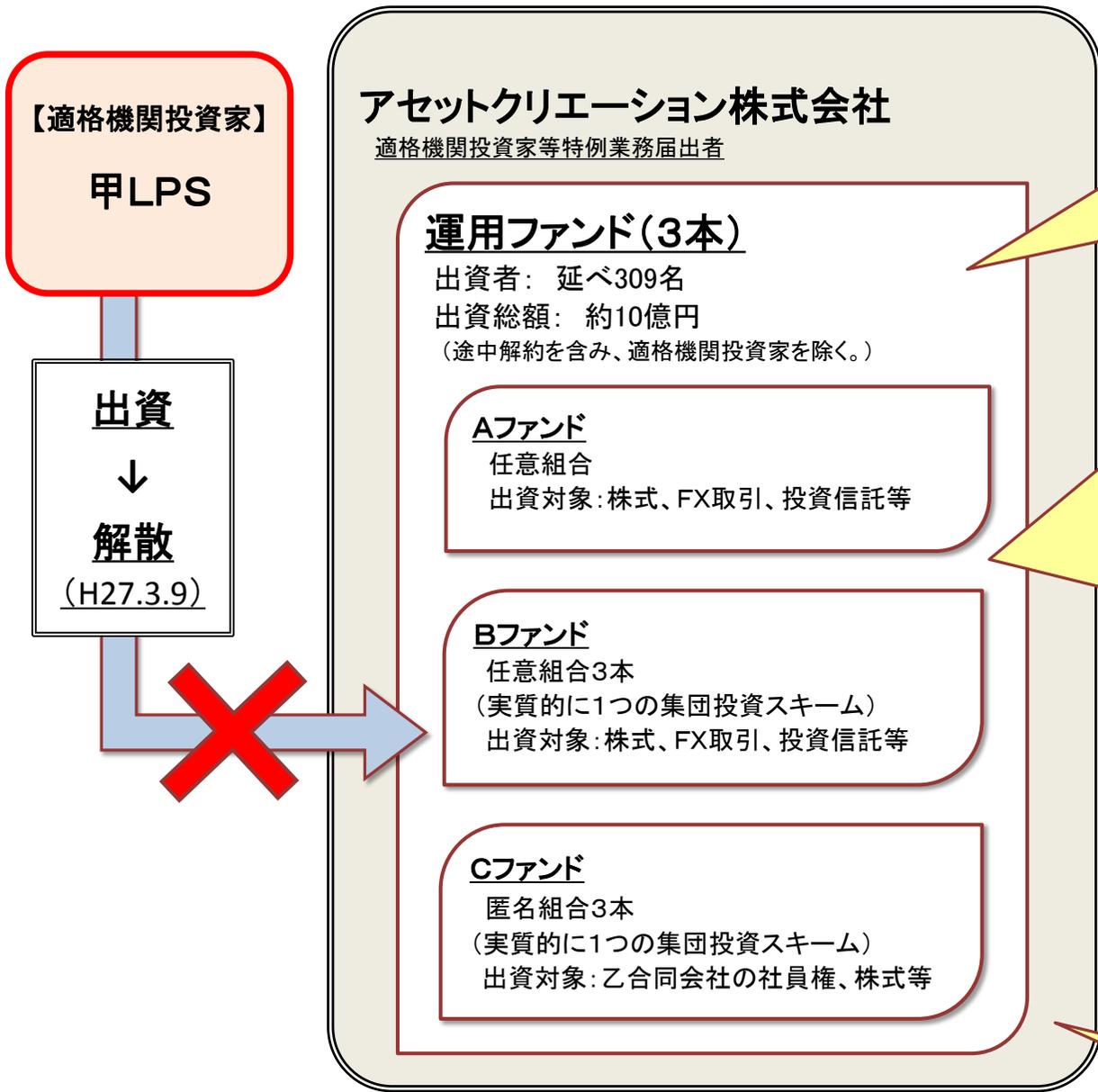


事案の概要



1. 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況(適格機関投資家不在)

☆ 無登録で投資運用業を行っている状況は、平成27年法律第32号による改正金商法施行日(H28.3.1)以降も継続

⇒ 勧告

2. 投資者保護上問題のある業務運営

- ① ファンドの運用財産を買収資金に流用している状況
- ② 組合契約の解約等に伴うリスクを説明していない状況等
- ③ 解約違約金の利息支払資金等を調達するための社債発行における不適切な取得勧誘(3.を除く)
- ④ ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況

☆ 平成27年法律第32号による改正金商法施行日(H28.3.1)以降も、不適切な業務運営を継続

⇒ 勧告

3. 無登録で第一種金融商品取引業を行っている状況

注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。